

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

四日市市長 森 智広

市町村名 (市町村コード)	四日市市 (242021)
地域名 (地域内農業集落名)	内部地区 (采女、波木、貝家、北小松、南小松)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・認定農家を含む農業者の高齢化と後継者不足により、担い手不足である。  
・畑地において、耕作放棄地が増加している。特に波木町が顕著である。  
・鳥獣被害が多い。北小松町においては、侵入防止柵が老朽化している。  
・采女町においては、ほ場や取水設備の整備がされていないところがあり、農道が狭く作業がしにくい。  
・住宅地が増え、地域住民、地主の農業に対する理解・協力が薄れてきていることにより、畦畔や水路、ほ場の景観など、地域資源の保全が困難になっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主要生産物である水稻の生産の取組みを継続するとともに、麦類作・露地野菜等の作付けを促進していく。当面の間は、現在の担い手が地区内の営農を行う。また地域全体で分散農地の集約化、田の畦畔撤去による区画拡大・排水整備を行うことで、担い手が耕作しやすい環境(農業体制)を整える。水田について、貝家町、波木町はD氏、采女町、南小松町は(株)A、北小松町は(農)Bへ集積・集約化を進めていく。貝家町の畑地については、(株)Cへ集積・集約化を進めていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	139.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	139.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
田の畦畔撤去による区画拡大・排水整備、分散農地の集約化を行うことで、担い手への集積・集約化を進め、営農しやすい環境を整備していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地の受け手・出し手とともに農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
取水施設や圃場、農道について整備されていないところがあり、営農(維持管理含む)への影響が出ているため、基盤整備事業について検討を進めていく。併せて、担い手の営農がしやすくなるよう、区画整理・排水整備等にも取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状、営農している担い手に集積を進めるが、地域の意向も踏まえながら新規就農者の受け入れも検討し、新たな担い手の確保にも努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針C38:AE42
効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカ等の被害が拡大しないよう防止柵を設置、また整備・修繕を行うとともに、猟友会と協力し、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。
- ②化学農薬の節減等、人と自然にやさしい方法で環境に配慮した生産を行い、消費者に安全・安心な生産物を提供していく。
- ③地域の農地を守っていく(営農継続)に当たっては、限られた人材で効率的な農業を目指すことが重要であることから、ロボット技術や情報通信技術等の先端技術を活用したICTスマート農機の導入を図る。
- ⑦多面的機能支払交付金事業対象エリアにおいては、交付金を活用しながら、適切な農用地の維持管理を行う。
- ⑧取水施設の老朽化により、営農(維持管理含む)への影響がでているため、修繕・整備を行う。